

## 名護東海岸漁協 認可求め再申請

県が2カ月以内に判断

【名護】名護市東海岸に面した地域の住民35人でつくる「名護市東海岸漁業協同組合」(久志常春組合長)が9日、県へ認可申請した。沿岸部住民が海に入って水産物を取れる「入会漁業権」の確立が目的。県は年間90日以上の上操業や実現可能な事業計画などの項目を審査した上で、2カ月以内に認可を判断する。

住民らは昨年11月にも認可申請したが、事業の詳細などについて県から照会された際、回答が提出期限に間に合わず、いったん申請を取り下げていた。

再申請した久志組合長は「漁協が地域の発展に寄与すると確信している。県の指導内容をきちんと守り、認可に向けて頑張る」と意気込んだ。

同漁協が漁業権取得を自指している海域は、名護漁協が漁業権を放棄した辺野古新基地建設予定地周辺の海域も含まれるため、認可された場合、新基地工事に影響する可能性がある。